

平成30年度
事業計画書

社会福祉法人
住田町社会福祉協議会



I 基本方針

世界平和や生命の安全までもが脅かされるような世界情勢の変化、さらには度重なる自然災害は本町においても他人事ではなく、自治体やそれを構成する地域においては、自分達の町は自分達で守り、だれもが安心して暮らしていくためのしくみを自ら構築していくことがさらに重要となってきました。

4年目を迎える「地域福祉活動計画」においては、計画の3本柱（基本目標）である①おだけあさまのまちづくり ②やんべぁに暮らせるまちづくり ③おもしえぐ暮らせるまちづくり に掲げた事業計画に沿い、地域ささえあい事業や共同募金の予算と連動させながら、事業を推進していきます。さらに計画の見直しに向け、福祉座談会を開催して、評価を行い、新たな地域課題を把握して最終年度の計画策定に備えていきます。

30年度は社会福祉大会・大樹祭の開催年度であることから、町民総参加による地域づくりを推進するための最高の機会となるよう、社協全職員、町老連、関係機関のパワーを結集して取り組みます。

東日本大震災から7年が経過し、住田町内の仮設住宅は、本町仮設7世帯、中上仮設11世帯、計18世帯に減少しました。町内に避難している方々が安心して生活できるよう、継続して生活支援相談員を配置し支援してまいります。

その他に、新たな行政の取り組みとして、成年後見制度推進事業が始まっていることから、事業の推進に協力するとともに、法人後見の在り方について検討してまいります。

介護保険事業においては、第7期介護保険事業計画の初年度であることから、地域包括ケアの推進、地域共生社会の実現に向けて、住田町の実情に合った総合事業の構築等、地域福祉活動計画と併せ、行政や関係機関と連携しながら推し進めていきます。

また、介護報酬改定に対応できる、組織づくり、人員配置を行い、各種加算の取れる質の高いサービスを提供するため、職員の研修や資格取得を奨励してまいります。

さらに、行政・未来かなえ協議会と共に医師不足を補うための新しい体制構築として、訪問看護事業の立ち上げについて検討を進めてまいります。

福祉の町すみたをつくるため、社会福祉協議会の果たす役割、介護保険事業の在り方、地域福祉活動計画の推進について、役職員一人ひとりが認識を深め、一丸となって活動していきます。

《事業方針》

～住み慣れた地域で 共に支えあい

安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり～ を目指します

II 重点項目

- 1 法人運営の基盤整備
- 2 地域福祉事業の推進
- 3 在宅福祉活動の推進

1 法人運営の基盤整備

法人の健全運営や、地域福祉事業・介護サービス事業を効果的かつ適正におこなうため、事業経営の強化・透明化を図るとともに、提供する福祉サービスや組織の力を向上させるため、職員の専門的な知識や資質の向上を図り、関係機関との連携に努めます。

(1) 組織体制の強化

～会務の運営～

(1) 理事会等の開催	事業を強化し地域福祉の推進を図るため、理事会を中心として法人運営を適正に行います。	① 理事会の開催（年5回） ② 評議員会の開催（年3回） ③ 三役会の開催（毎月・必要時）
(2) 監査の実施	事業の健全運営や透明化を図るため、監事による監査を実施します。	① 四半期に一度、年4回
(3) 苦情解決委員会への対応	本会が提供する福祉サービスに係わる住民や利用者等からの苦情の解決を図るため、苦情解決委員会を実施します。	① 苦情解決委員会の開催

(2) 研修事業の強化

～職員の資質向上～

(1) 役職員研修	役職員の専門的な知識や資質の向上を図り、組織の力を高めます。	① 役員研修 ② 職員研修（全体研修） ③ 事業所別研修
(2) 資格取得の推奨及び支援	業務上必要な資格取得を奨励するため、職員の資格取得についての支援等を行います。	<特に奨励する資格> 介護支援専門員、介護福祉士 社会福祉士、社会福祉主事資格
(3) 専門図書等の購入	地域福祉、介護事業に関する情報収集や専門知識の向上を図るため、福祉関係専門図書等を購入します。	社協情報誌等

(3) 連絡調整事業

～ネットワークづくり～

(1) 関係機関との交流 及び情報交換	関係機関の主催する各種会議等へ出席し、関係強化を図ります。	小さな拠点づくり会議等
(2) 助成等の情報提供	各種団体への情報提供をおこない、申請あった場合は適切に対応します。	赤い羽根共同募金 他
(3) 後援活動	関係団体が主催する社会福祉目的の各種事業・イベント等の後援を行います。	
(4) 福祉座談会	地域の現状や課題の発掘を行います。	町内5地区公民館

(4) 普及・宣伝事業

～情報の発信～

(1) 平成30年度 社会福祉大会の開催	3年に一度の社会福祉大会「町民一人ひとりが主役、福祉のまちすみた」(仮)をテーマに開催します。	① 平成30年11月4日(日)
(2) 「ふくしだより」の 発行	社会福祉協議会の紹介、地域福祉に関する普及宣伝のために社協広報紙「ふくしだより」を発行します。	① ふくしだより 4回発行 ② 福祉資金チラシ 1回発行 (全戸配布)
(3) ホームページの 運営	ホームページにより、社協の情報を開示するとともに、福祉情報を提供します。	① ホームページの更新 随時

○職員研修計画一覧

職員の資質向上を図るための職員研修会を実施します。

月	研修会名	備考
4月	新任職員研修（概ね3年未満の新任職員）	講師：局長
6月	職員研修 「社会福祉法人制度改正」	講師：未定
7月	視察研修	秋田県雄勝郡東成瀬村
12月	交通安全研修会	講師：世田米駐在所
2月	職員研修会（検診事後指導等）	講師：産業医
その他	事業所ごと研修会、外部研修への積極的参加	

職員研修 「社会福祉法人制度改正」

【実践研修一覧】

月	研修会名	備考
8～9月	介護支援専門員資格取得の特別講義	講師 八戸学院大学准教授 吉田守実
10～12月	社会福祉士・介護福祉士国家試験対策	講師 八戸学院大学准教授 吉田守実
1月	介護福祉士実技試験対策	講師：職員

【職員研修会等経費概要】

単位：円

予算科目	予算額	説明
事業費支出	350,000	
諸謝費支出	140,000	講師謝礼 20,000円×7回 140,000円
旅費交通費（事業）支出	100,000	講師交通費 100,000円
その他の費用支出	60,000	講師宿泊代 60,000円
雑支出	50,000	予備費 50,000円
事務費支出	450,000	
研修研究費	400,000	弁当 1,080円×80人×4回 お茶 150×80×4回 400,000円
印刷製本費支出	50,000	テキスト・資料印刷
合計	800,000	

2 地域福祉事業の推進

地域福祉活動計画（平成 27～31 年度）の実施 4 年目として、基本理念である「**住み慣れた地域で共に支えあい 安心していきいきと暮らせる 福祉のまちづくり**」を目指し、前半期事業の評価を踏まえ、次の事業を実施します。

(1) 地域ささえあい事業

① 権利擁護事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

- ・日常生活自立支援事業の実施

高齢者や障害のある人が、地域で安心して生活が送れるように、日常的な金銭管理や各種手続きの代行を行います。

- ・法人後見制度導入の検討

行政が後見制度推進運営委員会及び検討委員会を組織し、社協も委員となっている。30 年度に市民（町民）後見人養成講座を開始することから、制度の推進に協力するとともに、法人後見の在り方について検討していきます。

② 在宅介護者支援事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

- ・在宅介護者リフレッシュ事業

平成 29 年 3 月の要介護認定者数は 495 人と、前年比より 6 人増で、当町の在宅介護率は高く、介護が長期化している家族や認知症介護に悩む家族も見受けられます。そのため包括支援センターと社協（総務課・デイサービス・ケアマネ等）が協力し、介護家族の心身のリフレッシュを図るための事業を開催します。

平成 30 年度事業…日帰りツアーの開催

- ・在宅介護者の集い

在宅寝たきり高齢者や認知症高齢者の介護をしている家族に対する、介護知識の普及と介護者どおしの交流の機会をつくります。（包括と共催）

③ 障害者支援事業【おもしろく暮らせるまちづくり】

- ・障がい者の社会復帰事業や交流事業に共催し、障がい者の社会参加を支援します。

平成 30 年度事業…「あゆっこの会」（精神・身体・知的障がい者の社会復帰事業）の開催支援、年 20 回（大洋会主催、保健福祉課と社協共催）

「障がい者交流会」年 1 回

- ・町内の障がい者施設やサークルへの支援と協力を行います。

④ 子育て支援事業【おもしろく暮らせるまちづくり】

- ・子供・子育て支援制度の実施状況や要保護児童の状況、その他の地域のニーズを把握し、町保健福祉課や教育委員会と連携しながら、子育てしやすい環境の整備に努めます。

⑤ ふれあいサロン事業【おもしろく暮らせるまちづくり】

- ・高齢者の生きがいと孤独感の解消を目的として、地域で高齢者が気軽に集まれる場をつくるとともに、集まりに出てこられない虚弱高齢者等に対しての関わり(支援)を地域でバックアップする体制づくりをします。

平成30年度事業…民生委員の開催するサロン事業への助成金交付

開催のできない地区への講師派遣

映画上映(DVD購入)

⑥ 福祉のまちづくり事業

- ・防災福祉マップ作成事業【やんべあに暮らせるまちづくり】

認知症・寝たきり・独居高齢者・障がい者等の要援護者の見守りマップを作成することにより、地域での日頃の見守り体制を構築するとともに、災害時の安否確認の方法を住民が理解し、防災に役立てることができるよう支援します。

平成30年度事業…希望する地区で、自治公民館長、民生委員を中心に実施

- ・地域見守り隊事業【おだげあさまのまちづくり】

モデル地区を選定し、防災福祉マップ作成事業と連動しながら、要援護者を見守る体制(地域見守り隊)をつくります。また、見守り隊が継続して活動できるよう、見守り連絡会の定期開催を包括支援センターと共に支援します。

- ・ボランティア養成事業【おだげあさまのまちづくり】

総合事業の構築に伴い、地域におけるボランティアの活動がますます重要になりました。子供から大人まで各世代を対象とした養成講座及びボランティア団体の勉強会を開催することにより、だれもがボランティア活動について理解し、積極的に地域福祉活動に参加できるしくみをつくります。また、ボランティア活動連絡会の活動を支援します。

ボランティア養成講座

小中高校生の福祉教育…小・中学校、高校との連携

ボランティア活動連絡会の活動支援

- ・すみたおたすけ隊の活動【やんべあに暮らせるまちづくり】

中高生の夏冬の長期休業に合わせて、窓拭きや雪かきのボランティア部隊を結成し活動しています。高齢世帯の方から大変喜ばれ、中高生の達成感もあることから、30年度も中学校、高校、ボランティア団体と連携しながらおたすけ隊を継続します。また、積雪にあわせて雪かき隊が結成できるしくみを検討します。

- ・緊急連絡カード設置事業【やんべぁに暮らせるまちづくり】

町内に住む一人暮らしの方や高齢者世帯の方を対象に設置し、高齢者の不安解消と緊急時の迅速な対応に役立っています。27年度以降は日中一人になる高齢者で要介護状態の方や同居家族との連絡が取りにくい方など、設置を拡大しています。未来かなえネットの構築がまだ未完成なことから、事業を継続します。

- ・おげんき電話等見守りシステムの整備【やんべぁに暮らせるまちづくり】

おげんき見守りシステムは、利用者が自ら発信することにより、安否確認ができるシステムです。高齢者の状況によって行政が設置する緊急通報装置と対象者を分けています。

日頃の発信や毎月の訪問から、利用者の生活状況を把握し、異常の早期発見・早期対応に努めます。

- ・よりあいカフェ事業【おもしえぐ暮らせるまちづくり】

町内に誰もが気兼ねなく寄り合えるカフェを設置することにより、認知症、障がい者、ひきこもり者、高齢者等の居場所づくりをすると共に、利用者間やボランティアとの交流をとおして生きがいを見出し、介護予防と社会参加を推進します。

中心型カフェは、「カフェしょうわばし」(H27.6 開設)、「カフェあんるす」(H28.6 開設)、「カフェなるせ」(H29.4 開設)の3か所を設置し、それぞれ週1回、地域のボランティアさんの協力を得ながら運営しています。

地域型カフェは平成29年度に新たに2か所設置され、13か所が運営されています。

中心型カフェの運営…カフェしょうわばし、カフェあんるす、カフェなるせの継続、
地域型カフェの支援…小地域での運営を支援（運営費の補助、情報交換会等）
未設置地域への設置支援

- ・輪っこちゃん事業（生活困窮者自立支援事業）【やんべぁに暮らせるまちづくり】

生活困窮者自立支援法の施行に伴い、民生児童委員や保健福祉課等と連携し、対象者の把握に努めるとともに、生活困窮やひきこもり等が原因で社会生活ができない人に対し、町や基幹社協と協力しながら支援していきます。

- ・総合相談窓口の開設

平成29年度に定期的な総合相談窓口の設置を試みましたが、利用はほとんどなく、随時の電話や来所が多いことから、いつでもすぐ相談でき、対応できる体制を充実させていきます。

- ・有償ボランティア事業の検討

総合事業の充実に向けて、ニーズ調査の結果を踏まえて、地域の人たちのちょっとした困りごと（灯油入れ・買い出し等）に対応できるしくみを構築します。

・買い物ツアー事業の検討【新規】

高齢による運転免許証の返納や買い物などの外出が困難な高齢者の増加が社会的にも課題となっていることから、世田米まちづくり協議会と連携し、町内の買い物マップ作成を進めており、それをもとに買い物ツアーを実施できるよう、事業を検討していきます。

○地域ささえあい事業予算概

単位:円

予算科目		予算額	説明	
事業費支出		547,000		
	消耗器具備品費支出	150,000	ふれあいサロン	10,000 円
			防災マップづくり	10,000 円
			おたすけ隊	50,000 円
			よりあいカフェ	80,000 円
	保険料支出	6,000	障害者支援	6,000 円
	諸謝費支出	85,000	ボランティア養成講座	45,000 円
			ふれあいサロン	20,000
			在宅介護者支援	20,000
	材料費(事業)支出	120,000	障がい者支援	70,000 円
			在宅介護者支援	10,000
			ボランティア	40,000 円
	旅費交通費(事業)支出	186,000	在宅介護者支援	113,000 円
			障害者支援	45,000 円
			ふれあいサロン	8,000
			ボランティア養成講座	20,000 円
	その他の費用支出			円
	雑支出			円
事務費支出		9,000		
	雑支出	9,000	振込手数料他	9,000 円
助成金支出		1,482,000		
	ふれあいサロン事業助成金支出	650,000	ふれあいサロン	650,000 円
	その他の助成金支出	832,000	よりあいカフェ	832,000 円
合 計		2,038,000		

(2) 生活福祉資金事業

① 生活福祉資金貸付相談員設置事業（県社協受託事業）

生活福祉資金とは、低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定をめざし、民生委員や市町村社会福祉協議会が窓口となって無利子か低利子で資金の貸付を行うものです。

本会では生活福祉資金相談員1名を配置し、生活困窮者等の支援に努めてまいります。

○資金の種類と内容○

1. 総合支援資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
生活支援費	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内 ※貸付期間 最長1年間	<ul style="list-style-type: none"> ・就職するまでの生活資金が足りない ・公共料金を滞納しており、ガス・水道等が止められるおそれがある ・就職を目指し技能習得したい 他
住宅入居費	40万円以内	
一時生活再建費	60万円以内	

2. 福祉資金（連帯保証人の有無により無利子又は年1.5%）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
福祉費	対象経費により目安あり	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費が足りない ・技能資格をとりたい
緊急小口資金	10万円以内（無利子）	・結婚出産葬儀の費用が足りない 他

3. 教育支援資金（連帯借受人又は連帯保証人が必要—無利子）

資金種類	貸付限度額	借入ケース
教育支援費	(高校)月35,000円以内 (高専・短大)月60,000円以内 (大学)月65,000円以内	<ul style="list-style-type: none"> ・短大、大学、専門学校等へ行きたい ・授業料家賃代通学定期代が足りない
就学支度費	50万円以内	・入学金、制服、等の購入費が足りない

② 生活支援相談員設置事業（県社協受託事業）

町内で生活する被災世帯（みなし仮設含む）に対し、生活ニーズを把握し、関係機関と共に見守りや相談支援を行い、安心して暮せる環境を整え、復興を支援するために、生活支援相談員を配置するものです。町内の仮設住宅は2ヵ所18世帯に減少しましたが、引き続き生活支援相談員を1名配置します。

〈事業内容〉

- 1)個別支援 訪問による見守り、相談、情報提供
- 2)地域支援 自治会活動の支援（文書作成や配布、物資の配付、イベントの企画や補助、環境整備）
被災世帯同士及び地域住民との交流支援
ボランティア、視察や取材の受け入れや手伝い
- 3)他機関との連携
月1回仮設等支援連絡会、外部支援団体との調整
- 4)研修 生活支援相談員研修、社会福祉従事者研修
住民支え合いマップインストラクター養成研修等

(3) たすけあい金庫貸付事業

低所得者世帯等に対して応急的な資金の貸し付けを行い、経済的自立と生活意欲の助長を図るために、たすけあい金庫基金を活用し貸付事業を行います。

(4) 共同募金配分事業

① 共募一般配分金事業

岩手県共同募金会の地域福祉活動事業配分を活用し、本町の福祉団体・ボランティア団体等が行う福祉活動に対する助成並びに本会福祉活動の経費に充当します。

② 歳末たすけあい配分金事業

「みんなで支えあう地域づくり」の精神のもと、本町歳末たすけあい募金運動の寄付金を配分するもので、配分対象世帯は民生委員の調査結果を基に行います。

○ 配分計画概要

①一般配分事業	1,466,688円	福祉団体、福祉協力校（町内小・中校） 福祉施設、地域福祉事業他
②歳末配分事業	1,260,000円	町内配分対象の世帯、地域福祉事業他

(5) 福祉有償運送事業「おたっしや移送サービス」【やんべあに暮らせるまちづくり】

平成27年度から事業が開始されました。介助なしでは移動が困難な要介護者や障がい者等で、公共交通機関が利用できない方を対象（登録制）として、個別に移送サービスを行っています。通院や退院だけでなく、様々な外出に利用でき、社会参加が可能です。

(6) 無料法律相談所の開設（協力）

日本司法支援センターからの指定を受け、無料法律相談を実施します。

弁護士：遠野ひまわり基金法律事務所

弁護士法人岩手銀河法律事務所大船渡事務所

そらうみ法律事務所 陸前高田事務所

開設日：毎月1回（17:00～）

(7) 福祉関係団体の支援

① シルバー人材センターへの協力

「シルバー人材センター」は、平成27年度から専従職員を配置し、事業を開始しました。原則60歳以上の方に登録していただき、経験と技能を生かした就業をしていただくことにより、生きがいと社会参加を推進します。また、センターの仕事内容として、高齢者世帯等の家事援助や草刈り、農作業、福祉有償運送事業を実施することにより、介護保険外の住民の要望に対応したサービスを実施します。

② 民生児童委員協議会事務局

③ 老人クラブ連合会事務局

④ 日本赤十字社住田町分区事務局

⑤ 岩手県共同募金会住田町共同募金委員会事務局

⑥ ボランティア活動連絡会事務局

ボランティア活動連絡会は平成27年度に再構築され、20団体で構成されています。町内のボランティア活動の発展と社会福祉の向上をめざし、ボランティア活動を支援します。

3 在宅福祉活動の推進

(1) 居宅介護支援事業（ケアマネ）

介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、利用できる様々なサービスを調整します。家族や地域、医療機関、関係機関などとも連絡・協力を行います。

【支援方針】

ひとり一人の願いや意欲を大事にし、本人・家族も「その人らしい暮らし」ができるよう、在宅生活を支援します。

【特徴】

24時間連絡体制を整備し、主任介護支援専門員を配置。緊急事例、困難事例にも対応し質の高いケアマネジメントを行います。

ケアマネジャー7名（主任介護支援専門員2名、専従6名、兼務1名）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	一人当たりの平均担当ケース35件（介護：30件+予防：5件）
2.事業管理と業務の標準化	特定事業所としての業務体制確保
	定例会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
3.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	プラン検討会の実施（月1回） 事例検討会の実施・定例会議（週1回）
	スーパービジョンの実施
4.関係機関との連携	サービス担当者会議（本人、家族、サービス事業者：随時）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関でのカンファレンスへの参加（随時）
	地域連携連絡会議（大船渡病院主催：年4回）
	包括支援センターとの連携
ケア担当者会議（月3回）	

(2) 訪問介護事業所

要支援、要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように支援してまいります。

利用者のニーズに応えられる地域の社会資源として、また訪問介護の仕事のみならず、地域のニーズを把握し、地域に貢献できる人材を育成していきます。

【支援方針】

ご利用者様の心身の特性に応じた自立した生活を営んでいただけるように、生活全般にわたる援助と自立の可能性を最大限引き出す支援をモットーとしています。「ともに歩むあたたかい介護」を笑顔で提供いたします。

【特徴】

介護福祉士資格を6割以上取得し、質の高いサービスを提供しています。

・職員数20名（正規職員3名、準職員12名、パート職員5名）

サービス提供責任者3名配置

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	訪問回数：月間2,030回 年間約24,360回の訪問を目指します。
2.事業管理と業務の標準化	定例会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	各種マニュアルの定期更新
3.業務効率の向上	訪問時間編成の見直し等
	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
	スーパービジョンの実施
5.関係機関との連携	サービス担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(3) 訪問入浴介護事業所

利用契約をされた方を対象に、自宅にいながら安心して入浴できるよう、看護職員・介護職員の専門スタッフがお手伝いをさせていただきます。

【支援方針】

「笑顔で信頼できる入浴車」を目標に、「安心・安全」にサービスを提供いたします。

医療依存度の高い方でも安心して利用いただけるように、安全で衛生的なサービスを提供いたします。

【特徴】

・職員数3名（嘱託職員1名、準職員1名、パート1名）

サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。

（看護師1名、介護福祉士1名：重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	訪問回数：月間75回 年間約900回の訪問を目指します。
2.事業管理と業務の標準化	定例会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
3.業務効率の向上	訪問時間編成の見直し等
	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
	スーパービジョンの実施
5.関係機関との連携	サービス担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(4) 通所介護事業所（アールス）

要支援、要介護認定を受けた高齢者がデイサービスに通い、仲間とふれ合うことで社会的交流ができ、趣味活動や機能訓練を通じて心身の機能維持向上が図られ、家族の介護が軽減されることを目標としています。

【支援方針】

楽しく社会参加と心身の機能向上ができるようにサービスを提供します。
また、日常生活上の課題や介護の問題を見過ごすケアマネや家族、関係機関と連携して課題解決に努めます。社協だからできるサービスを提供します。

【特徴】

・職員数13名（正規職員6名、準職員4名、パート職員3名）

サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。
（社会福祉主事4名、看護師3名、理学療法士1名、介護福祉士6名、調理師1名：重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	月間利用者数：約635名 年間延べ利用者数：約7,620名
2.事業管理と業務の標準化	定例会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
	各種マニュアルの更新
3.業務効率の向上	制度改正に伴う見直し等
	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内勉強会・事例検討会の実施
5.関係機関との連携	サービス担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議への参画（隔月）
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(5) 通所介護事業所（とだて）

介護保険の認定を受けた方がご自宅から通いながら、入浴、食事、生活リハビリ、体や脳のトレーニングなどを行っています。閉じこもりにならないこと、自分らしく生活できること、ひとり一人の自立支援をめざしています。同時に家族の介護負担軽減も図ります。

【支援方針】

「自分の家族も利用させたい施設」を目標に、ご本人や家族が安心して住み慣れた地域で住み続けられるよう支援します。

自立を支援する視点を持ち、口腔機能向上や生活リハビリなど、利用者の持てる力を最大限に引き出せるように支援していきます。

【特徴】

- ・職員数12名（正規職員5名、準職員4名、パート職員3名）
- サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。（社会福祉主事4名、看護師3名、介護福祉士5名：重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	月間利用者数：約500名 年間延べ利用者数：約6,000名
2.事業管理と業務の標準化	定例事業所会議の開催（管理者会議・毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と運用分析徹底
	各種マニュアルの更新
3.業務効率の向上	制度改正に伴う業務の見直し等
	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
	事業所内研修会・事例検討会の実施
5.関係機関との連携	ケア担当者会議（月3回）
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	在宅医療会議（住田地域診療センター主催）毎月
	医療関係機関との連携会議（随時）

(6) 認知対応型共同生活介護（グループホームかっこう） _____

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、できる限り自立した生活が送れるよう支援していきます。

【支援方針】

日常生活において、身体を動かし、「楽しく食事をする」「ゆったりとお風呂に入る」そんな身近にある幸せを、お互いに協力しあいながら自分らしいスタイルで送れるように、お手伝いさせていただきます。

【特徴】

- ・職員数11名（正規職員5名、準職員1名、パート職員2名、夜間勤務3名）
- サービス提供強化加算の要件を満たす事業所としてサービスを提供しています。（介護支援専門員2名、社会福祉主事4名、介護福祉士7名、看護師1名：重複あり）

推進項目	取り組み内容
1.事業目標	ケガや病気をせずに安定した生活が送れるように支援します。
2.事業管理と業務の標準化	定例会議の開催（毎月）
	ヒヤリハット及び相談苦情受付票の活用と分析
	各種マニュアルの更新
3.業務効率の向上	請求事務の効率化
	記録等の効率化に係る設備投入の検討
4.専門性の向上	研修担当の任命及び計画的研修会への参加
5.会議等	事業所内研修会・事例検討会の実施
	地域包括ケア会議・生活支援ケア会議（隔月）
	運営推進会議（年間6回）
	入所判定委員会（随時）
	医療関係機関との連携（随時）

(7) 指定障がい者福祉サービス事業

<居宅介護（ホームヘルプサービス）>

・障害者総合支援法に基づいて、障がいをお持ちの方の能力に応じて自立した日常生活を営む事が出来る様、訪問介護計画書に沿って、入浴、排泄、食事介助などの身体介護や日常生活に必要な生活援助等のサービスを提供いたします。

事業名	内 容	備 考
1) 居宅介護事業	・ご自宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行う他、通院時に必要な介護を行うこと。	①月120回、年間1,440回の訪問を目標とします。 (利用者数：11名)

<障がい者訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）>

・障害者総合支援法に基づいて、家庭で入浴することが困難な重度身体障がい者に対し、訪問入浴サービスを行います。

事業名	内 容	備 考
1) 訪問入浴サービス事業	・移動入浴車でご自宅を訪問し、居室内での入浴もしくは清拭を行うこと。	

(8) 高齢者生活福祉センター事業

・町からの委託を受け、ひとり暮らし高齢者で自宅での生活が困難な方々を対象に、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援することを目的としております。

事業名	内 容	備 考
1) 高齢者生活福祉センター 居住部門	・高齢等のため居宅において生活することに不安がある方に対し、必要に応じ住居を提供すること。	

